資料４

ワーキングチームの設置について（案）

令 和 ７ 年　　月　　日
文化審議会著作権分科会
政 策 小 委 員 会 決 定

（ワーキングチームの構成）

１　「小委員会の設置について」（令和７年５月１６日文化審議会著作権分科会決定）４の規定に基づき、政策小委員会に、以下のワーキングチームを置く。

ワーキングチーム名	検討課題
放送条約等の検討に関するワーキングチーム	（１）世界知的所有権機関(WIPO)にて検討中の放送機関の権利の保護に関する新たなルール作り（放送条約）への対応について （２）その他 WIPO 等の議論について
法制度に関するワーキングチーム	（１）レコード演奏・伝達権の法制的な枠組みについて （２）AI と著作権に関することについて （３）その他法制度に関することについて

（ワーキングチーム員の構成）

２（１）ワーキングチームに座長を置く。座長は、政策小委員会の委員のうちから主査が指名するものとする。

（２）ワーキングチーム員は、政策小委員会の委員のうちから座長が指名した者及びその他の者であって座長と協議の上で文化庁が協力を依頼した者で構成される。

（議事の公開について）

３　ワーキングチームの議事の公開については、「文化審議会著作権分科会の議事の公開について（令和７年５月１６日文化審議会著作権分科会改訂）」に準じて行うものとする。

（以上）